

包装食品の栄養表示上の遵守事項 (仮訳)

2014年11月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品調査課

本仮訳は、衛生福利部食品藥物管理署（FDA）が2014年4月15日に発表した「包装食品營養標示應遵行事項總說明」（2015年7月1日施行）をジェットロが仮訳したものです。

ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?id=11011&chk=276d0e89-07b7-4876-a68b-f9d1db92b911¶m=pn%3d1%26cid%3d3%26cchk%3d46552e96-810a-42c3-83e1-bd5e42344633%26y%3d2014%26key1%3d%25e5%258c%2585%25e8%25a3%259d%25e9%25a3%259f%25e5%2593%2581>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

包装食品の栄養表示上の遵守事項ガイドライン

国内の包装食品の栄養表示制度を円滑に推進するため、行政院衛生署(中華民國 102 年(西暦 2013 年) 7 月 23 日に衛生福利部に再編)は中華民國 90 年(西暦 2001 年) 9 月 10 日、衛署食字第 0900057121 号公告「市販包装食品の栄養表示基準」により、段階的实施方式で強制実施対象の製品種別及び期日を逐年公表し、徐々に推進する方法を採用するとしている。また中華民國 96 年(西暦 2007 年) 5 月 24 日、衛署食字第 0960400468 号公告により、中華民國 97 年(西暦 2008 年) 1 月 1 日以降は市販の商業用完全包装食品に栄養成分及び含有量を表示しなければならないとしている。近年、消費者の栄養に対する意識が日増しに高まり、衛生福利部はより明確な栄養表示情報を提供するため、学者や専門家を集めて「市販包装食品の栄養表示基準」改正の検討会議を行い、食品安全衛生管理法第 22 条第 3 項の権限付与規定、会議における各種共通認識に基づき、食品組合、衛生福利部法規委員会の審議意見を勘案し、「包装食品の栄養表示上の遵守事項」全文合計 14 点を制定した。その要点は以下のとおりである。

- 一、法的根拠。(第 1 点)
- 二、用語の定義。(第 2 点)
- 三、包装食品の栄養表示については、包装容器の外側の目立つ場所に付属表 1 の書式に基づいて表示内容を記載しなければならない。(第 3 点)
- 四、包装食品の熱量及び栄養素含有量の表示規定。(第 4 点)
- 五、包装食品 1 食分当たりの重量(または体積)の表示規定。(第 5 点)
- 六、包装食品の栄養表示単位。(第 6 点)
- 七、包装食品の 1 日当たりの熱量及び各種栄養素の摂取参考値。(第 7 点)
- 八、包装食品の栄養素を「0」と表示することができる条件。(第 8 点)
- 九、包装食品の栄養表示におけるデータ修正方法。(第 9 点)
- 十、包装食品の各種栄養表示値の算出方法及びその表示値の誤差の許容範囲に関する規定。(第 10 点)
- 十一、包装食品の栄養表示における熱量の計算方法。(第 11 点)
- 十二、本規定が一部適用される食品。(第 12 点)
- 十三、本規定が適用されない食品。(第 13 点)
- 十四、附則規定。(第 14 点)

包装食品の栄養表示上の遵守事項

規定	説明
<p>一、本規定は食品安全衛生管理法第22条第3項の規定に基づきこれを定める。</p>	<p>法的根拠。</p>
<p>二、本規定の用語は、以下のように定義する。</p> <p>(一) トランス脂肪酸：食品中の非共役トランス脂肪（酸）の総和を指す。</p> <p>(二) 炭水化物：すなわち炭水化物類であり、総炭水化物を指す。</p> <p>(三) 糖：単糖と二糖の総和を指す。</p> <p>(四) 食物繊維：人体の小腸で消化・吸収できない3つ以上の単糖が重合した可食炭水化物及びリグニンを指す。</p> <p>(五) 栄養強調表示：説明、隠喩または暗示などのいずれかの方法により、当該食品が持つ特定の熱量または栄養的特質を表すものを指す。</p>	<p>用語の定義。</p>
<p>三、包装食品の栄養表示方法については、包装容器の外側の目立つ場所に付属表1の書式に基づいて下記の表示内容を記載しなければならない。</p> <p>(一) 「栄養表示」のタイトル。</p> <p>(二) 熱量。</p> <p>(三) たんぱく質の含有量。</p> <p>(四) 脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸の含有量。</p> <p>(五) 炭水化物、糖の含有量。</p> <p>(六) ナトリウムの含有量。</p> <p>(七) 栄養強調表示に記載された他の栄養素の含有量。</p> <p>(八) 製造業者が記載したい他の栄養素の含有量。</p> <p>記載したい項目が食物繊維である場合、炭水化物の項にインデントを付け、糖の後に表示し、コレステロールの場合は脂肪の項にインデントを付け、トランス脂肪酸の後に表示することができる。</p>	<p>包装食品の栄養表示については、包装容器の外側の目立つ場所に表示内容を記載しなければならない。</p>
<p>四、包装食品の熱量及び栄養素含有量の表示は、第2項が規定する場合を除き、下記の規定のいずれかに基づいて取り扱わなければならない。</p> <p>(一) 「1食分につき（または毎食につき）」及び「100g（またはml）につき」</p>	<p>包装食品の熱量及び栄養素含有量の表示規定。</p>

<p>で表示し、当該製品 1 パックに含まれる食数を注記する。</p> <p>(二) 「1 食分につき（または毎食につき）」及びそれが提供する「1 日当たりの参考値のパーセンテージ」で表示し、当該製品 1 パックに含まれる食数を注記する。1 日当たりの栄養素の摂取参考値が定められている栄養素は各種栄養素の 1 日当たりの参考値を別途記載しなければならない。1 日当たりの栄養素の摂取参考値が定められていない栄養素は 1 日当たりの参考値のパーセント表示の場所に「*」記号を付し、「*参考値は未規定」の文字を明記しなければならない。</p> <p>1 歳未満の乳児が摂取する食品については、前項第 1 号の書式に基づいて記載しなければならない。食品の形状が錠剤型やカプセル型（飴類の食品は含まない）のものは、前項第 2 号の書式に基づいて記載しなければならない。</p>	
<p>五、包装食品の各種製品 1 食分当たりの重量（または体積）については、国民の食習慣及び市販の包装食品形状の一般的な 1 食当たりの摂取量を勘案しなければならない。食品の形状が錠剤型やカプセル型（飴類の食品は含まない）のものについては、摂取目安量（整数でなければならない）を 1 食当たりの分量として記載しなければならない。</p>	<p>包装食品 1 食分当たりの重量（または体積）の表示規定。</p>
<p>六、包装食品の栄養表示単位は下記の規定に基づいて取り扱わなければならない。</p> <p>(一) 固体（半固体）は g で表示し、液体は ml で記載する。</p> <p>(二) 熱量は kcal で記載する。</p> <p>(三) たんぱく質、脂肪、脂肪酸、炭水化物、糖、食物繊維は g で表示する。</p> <p>(四) ナトリウム、コレステロール、アミノ酸は mg で表示する。</p> <p>(五) ビタミン、ミネラルの単位表示については、付属表 2 の規定に基づいて取り扱わなければならない。</p> <p>(六) 他の栄養素は汎用単位で記載する。水戻しが必要な食品に栄養強調表示があり、その強調表示基準が水戻しし</p>	<p>包装食品の栄養表示単位。</p>

<p>た後の栄養素含有量で計算している場合は、水戻し後を表示基準によらなければならない。栄養強調表示がない場合は、水戻し前または後を表示基準とすることができる。水戻しの方法は栄養表示書式の下に明記しなければならない。</p>	
<p>七、包装食品の1日当たりの熱量及び各種栄養素の摂取参考値については、付属表2の規定に基づいて取り扱わなければならない。</p>	<p>包装食品の1日当たりの熱量及び各種栄養素の摂取参考値。</p>
<p>八、包装食品の栄養表示の中の熱量、たんぱく質、脂肪、炭水化物、ナトリウム、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖の含有量については、付属表3の条件を満たす場合は、「0」と記載することができる。</p>	<p>包装食品の栄養素を「0」と記載することができる条件。</p>
<p>九、包装食品の栄養表示におけるデータ修正方法については、下記の規定に基づいて取り扱わなければならない。</p> <p>(一) 1パックに含まれる食数、1日当たりの参考値のパーセント表示、ナトリウムの含有量は整数で記載する。</p> <p>(二) 1食分の分量、熱量、たんぱく質、アミノ酸、脂肪、脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖、食物繊維は整数または小数第1位までで記載する。製品の分量が小さく、その熱量、たんぱく質、脂肪、脂肪酸、炭水化物、糖の含有量が小数第1位までの記載では「0」記載の条件を満たすことができない場合は、小数第2位まで記載することができる。</p> <p>(三) ビタミン、ミネラルは3桁を超えない有効数字で表すことを原則とする。</p> <p>(四) データの修正は中華民国国家標準 CNS2925 「制限値を規定する場合の有効桁数表示法」の規定を参考としなければならない。</p>	<p>包装食品の栄養表示におけるデータ修正方法。</p>
<p>十、包装食品の各種栄養表示値の算出方法については、実際の必要性に応じて検査分析または計算方式により行うことができる。その表示値の誤差の許容範囲は付属表4の規定に合致しなければならない。食品の特定の栄養素含有量がその特性によって時間とともに変化</p>	<p>包装食品の各種栄養表示値の算出方法及びその表示値の誤差の許容範囲に関する規定。</p>

<p>する場合は、特定の栄養素含有量の実際の減少状況を追加表示することができる。</p>	
<p>十一、包装食品の栄養表示における熱量の計算方法については、下記の規定に基づいて取り扱わなければならない。</p> <p>(一) たんぱく質の熱量は1g当たり4kcalで計算する。</p> <p>(二) 脂肪の熱量は1g当たり9kcalで計算する。</p> <p>(三) 炭水化物の熱量は1g当たり4kcalで計算する。ただし食物繊維を記載する場合は、その食物繊維の熱量を1g当たり2kcalで計算することができる。</p> <p>(四) エリスリトールの熱量は0kcalで計算することができ、他の糖アルコールの熱量は1g当たり2.4kcalで計算することができる。有機酸の熱量は1g当たり3kcalで計算することができる。アルコール（エタノール）の熱量は1g当たり7kcalで計算することができる。また糖アルコールの含有量は栄養表示書式の中に記載し、有機酸及びアルコール（エタノール）の含有量は栄養表示書式の下に明記しなければならない。</p>	<p>包装食品の栄養表示における熱量の計算方法。</p>
<p>十二、市販の包装済み乳児及び幼児用調製食品及び特定疾病用調製食品は本規定及び「市販の包装済み乳児及び幼児用調製食品並びに特定疾病用調製食品の遵守事項」の規定に合致しなければならない、その栄養表示書式及び表示値の誤差の許容範囲は「市販の包装済み乳児及び幼児用調製食品並びに特定疾病用調製食品の遵守事項」の規定に基づいて取り扱わなければならない。</p>	<p>本規定が一部適用される食品を列挙。</p>
<p>十三、ビタミン、ミネラル類の錠剤型やカプセル型の包装食品には、本規定は適用されない。</p>	<p>本規定が適用されない食品を列挙。</p>
<p>十四、本規定の施行前に製造された包装食品は（製造日を基準とする）、本規定を不適用とすることができる。</p>	<p>附則規定。</p>

付属表 1

包装食品の栄養表示書式 (一)

栄養表示		
1 食分の分量	g (または ml)	
1 パックに含まれる食数	食分	
	1 食につき	100g につき (または 100ml につき)
熱量	kcal	kcal
たんぱく質	g	g
脂肪	g	g
飽和脂肪酸	g	g
トランス脂肪酸	g	g
炭水化物	g	g
糖	g	g
ナトリウム	mg	mg
強調表示した栄養素の含有量	g、mg または μ g	g、mg または μ g
他の栄養素の含有量	g、mg または μ g	g、mg または μ g

注：総表面積が 100cm² 未満の包装食品に適用することができる

栄養表示

1 食分の分量○g (または ml)、本包装に含まれる食数○食分。1 食につき (100g につき、または 100ml につき) : 熱量○kcal (○kcal)、たんぱく質○g (○g)、脂肪○g (○g)、飽和脂肪酸○g (○g)、トランス脂肪酸○g (○g)、炭水化物○g (○g)、糖○g (○g)、ナトリウム○mg (○mg)、強調表示した栄養素の含有量 (○g、mg または μg)、他の栄養素の含有量 (g、mg または μg)。

包装食品の栄養表示書式（二）

栄養表示		
1食分の分量	g（またはml）	
本包装に含まれる食数	食分	
	1食につき	1日当たりの参考値のパーセンテージ
熱量	kcal	%
たんぱく質	g	%
脂肪	g	%
飽和脂肪酸	g	%
トランス脂肪酸	g	*
炭水化物	g	%
糖	g	*
ナトリウム	mg	%
強調表示した栄養素の含有量	g、mg または μ g	%または*
他の栄養素の含有量	g、mg または μ g	%または*

*参考値は未規定

1日当たりの参考値：熱量 2000kcal、たんぱく質 60g、脂肪 60g、飽和脂肪酸 18g、炭水化物 300g、ナトリウム 2000mg、強調表示した栄養素の1日当たりの参考値、他の栄養素の1日当たりの参考値。

注：総表面積が 100cm² 未満の包装食品に適用することができる

栄養表示

1 食分の分量〇g (または ml)、1 パックに含まれる食数〇食分。1 食分につき (1 日当たりの参考値のパーセンテージ) : 熱量〇kcal (〇%)、たんぱく質〇g (〇%)、脂肪〇g (〇%)、飽和脂肪酸〇g (〇%)、トランス脂肪酸〇g (*)、炭水化物〇g (〇%)、糖〇g (*)、ナトリウム〇mg (〇%)、強調表示した栄養素の含有量 (%または*)、他の栄養素の含有量 (%または*)。*参考値は未規定

付属表 2

1日当たりの熱量及び各種栄養素の摂取参考値。

適用対象 項目	4歳以上	1歳～3歳	妊婦・乳婦
熱量	2000 kcal	1200 kcal	2200 kcal
たんぱく質	60 g	20 g	65 g
脂肪	60 g	*	65 g
炭水化物	300 g	*	330 g
ナトリウム	2000 mg	1200 mg	2000 mg
飽和脂肪酸	18 g	*	18 g
コレステロール	300 mg	*	300 mg
食物繊維	25 g	15 g	30 g
ビタミン A ⁽¹⁾	700 μ g RE	400 μ g RE	600 μ g RE
ビタミン B1	1.4 mg	0.6 mg	1.1 mg
ビタミン B2	1.6 mg	0.7 mg	1.2 mg
ビタミン B6	1.6 mg	0.5 mg	1.9 mg
ビタミン B12	2.4 μ g	0.9 μ g	2.6 μ g
ビタミン C	100 mg	40 mg	110 mg
ビタミン D	10 μ g	5 μ g	10 μ g

適用対象 項目	4歳以上	1歳～3歳	妊婦・乳婦
ビタミン E ⁽²⁾	13 mg α-TE	5 mg α-TE	14 mg α-TE
ビタミン K	120 μg	30 μg	90 μg
ナイアシン ⁽³⁾	18 mg NE	9 mg NE	16 mg NE
葉酸	400 μg	170 μg	600 μg
パントテン酸	5 mg	2 mg	6 mg
ビオチン	30 μg	9 μg	30 μg
コリン	500 mg	180 mg	410 mg
カルシウム	1200 mg	500 mg	1000 mg
リン	1000 mg	400 mg	800 mg
鉄	15 mg	10 mg	45 mg
ヨウ素	140 μg	65 μg	200 μg
マグネシウム	390 mg	80 mg	355 mg
亜鉛	15 mg	5 mg	15 mg
フッ素	3 mg	0.7 mg	3 mg
セレン	55 μg	20 μg	60 μg

*参考値は未規定

注1: RE (Retinol Equivalent)とはレチノール当量のことである。

1 μg RE=1 μg レチノール(Retinol)=6 μg β-カロテン(β-Carotene)

注2: α-TE (α-Tocopherol Equivalent)とはトコフェロール当量のことである。

1 mg α-TE =1 mg α-Tocopherol

注3: NE (Niacin Equivalent)とはナイアシン当量のことである。

ナイアシンにはニコチン酸とニコチンアミドが含まれ、ナイアシン当量で表示する。

付属表 3

熱量及び栄養素を「0」と記載することができる条件

項目	「0」と記載することができる条件
熱量	当該食品の固体（半固体）100g または液体 100ml 当たらに含まれる当該栄養素量が 4kcal を超えない
たんぱく質	当該食品の固体（半固体）100g または液体 100ml 当たらに含まれる当該栄養素量が 0.5g を超えない
脂肪	
炭水化物	
ナトリウム	当該食品の固体（半固体）100g または液体 100ml 当たらに含まれる当該栄養素量が 5mg を超えない
飽和脂肪酸	当該食品の固体（半固体）100g または液体 100ml 当たらに含まれる当該栄養素量が 0.1g を超えない
トランス脂肪酸	当該食品の固体（半固体）100g もしくは液体 100ml 当たらに含まれる総脂肪が 1.0g を超えないか、または当該食品の固体（半固体）100g もしくは液体 100ml 当たらに含まれるトランス脂肪酸量が 0.3g を超えない
糖	当該食品の固体（半固体）100g または液体 100ml 当たらに含まれる当該栄養素量が 0.5g を超えない

付属表 4

栄養表示値の誤差の許容範囲

項目	誤差の許容範囲
たんぱく質、炭水化物	表示値の 80%~120% (食品の形状がカプセル型 や錠剤型の場合は、表示値の 120%以内)
熱量、脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、ナトリウム、糖	表示値の 120%以内
アミノ酸 ビタミン (ビタミン A、ビタミン D は含まない) ミネラル (ナトリウムは含まない) 食物繊維 他の記載したい栄養素	表示値の 80%以上
ビタミン A、ビタミン D	表示値の 80%~180%

包装食品の栄養表示上の遵守事項（仮訳）

2014年11月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186
